参考

「広島市いじめ防止等のための基本方針」新旧対照表（平成３１年４月改定）

現　　行	改　　正
表紙 広島市いじめ防止等のための基本方針 平成２６年３月 広島市	表紙 広島市いじめ防止等のための基本方針 平成２６年３月 （平成３１年４月改定） 広島市
はじめに いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。 いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携することが必要であり、広島市ではこれまでも、様々な取組を行ってきました。 本市の子どもたちがいじめでつらい思いをすることがないよう、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、子ども自身も、安心で豊かな社会や集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していく必要があります。 そこで、広島市は、いじめ防止対策推進法第１２条に基づき、ここに「広島市いじめ防止等のための基本方針」（以下、「広島市基本方針」という。）を策定し、市立学校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することとしました。	はじめに 平成２９年７月、学校という教育の場において、いじめを主たる原因として子どもが自ら命を絶つという、絶対にあってはならないことが起こってしまいました。 当該事案に係る広島市いじめ防止対策推進審議会の答申には、「二度と本件のようなことが起こらないよう、真に実効性のあるいじめ防止の取組を提言する。」という強い思いが込められており、このことを真摯に受け止め、提言の一つ一つを着実に実行するという強い決意を持って取組を推進しなければなりません。 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。 それゆえ、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携し、「共に」いじめ防止に取り組むことが必要です。 本市の子どもたちがいじめでつらい思いをすることがないよう、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない。」との意識を堅持し、それぞれの役割と責任を果たすとともに、子ども自身も、安心で豊かな社会の集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない「一人一人の児童生徒にとって存在感を実感でき、安心して過ごすことのできる支持的風土」を醸成していく必要があります。 そこで、広島市は、いじめ防止対策推進法第１２条に基づき、ここに「広島市いじめ防止等のための基本方針」（以下「広島市基本方針」という。）を策定しました。 広島市基本方針に基づく取組を効果的に推進していくに当たっては、教職員の果たすべき役割が質的にも量的にも増大し、体制の強化・充実が必要であることを踏まえ、速やかに取り組む事柄と段階的・計画的に取り組む事柄を見極めて、いじめ防止等の対策を総合的かつ継続的に推進していきます。

現　　行	改　　正
目次	目次
第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項…… 1	第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項…… 1
１　いじめの定義…… 1	１　いじめの定義…… 1
	２　いじめの特性…… 1
２　いじめの防止等の対策に関する基本的考え方…… 1	３　いじめの防止等の対策に関する基本的考え方…… 3
⑴　いじめの未然防止…… 1	⑴　いじめの未然防止…… 3
⑵　いじめの早期発見…… 1	⑵　いじめの早期発見…… 3
⑶　認知したいじめへの適切な対応…… 2	⑶　認知したいじめへの適切な対応…… 4
	⑷　情報引継ぎの強化…… 4
⑷　教職員の資質能力の向上…… 2	⑸　教職員の資質能力の向上…… 4
⑸　関係機関との連携…… 2	⑹　関係機関との連携…… 4
第２　いじめの防止等のために広島市が実施する施策…… 2	第２　いじめの防止等のために広島市が実施する施策…… 5
１　いじめの防止等のための体制の構築…… 2	１　いじめの防止等のための体制の構築…… 5
⑴　「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の設置…… 2	⑴　「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の設置…… 5
⑵　「広島市いじめ防止対策推進審議会」の設置…… 2	⑵　「広島市いじめ防止対策推進審議会」の設置…… 5
	⑶　教育相談体制等の強化…… 5
２　いじめの防止等に向けて広島市が実施する取組…… 3	２　いじめの防止等に向けて広島市が実施する取組…… 5
⑴　いじめの未然防止…… 3	⑴　いじめの未然防止…… 5
⑵　いじめの早期発見…… 3	⑵　いじめの早期発見…… 6
⑶　認知したいじめへの適切な対応…… 3	⑶　認知したいじめへの適切な対応…… 7
	⑷　情報引継ぎの強化…… 7
⑷　教職員の資質能力の向上…… 4	⑸　教職員の資質能力の向上…… 7
⑸　関係機関との連携…… 4	⑹　関係機関との連携…… 7
第３　いじめの防止等のために学校が実施する施策…… 4	第３　いじめの防止等のために学校が実施する施策…… 8
１　学校のいじめの防止等に向けた基本的考え方…… 4	１　学校のいじめの防止等に向けた基本的考え方…… 8
２　学校のいじめ防止等のための基本方針の策定…… 5	２　学校のいじめ防止等のための基本方針の策定…… 8
３　いじめの防止等のための組織の設置…… 5	３　いじめの防止等のための体制の構築…… 9
	⑴　「学校いじめ防止委員会」の設置…… 9
	⑵　教育相談体制等の強化…… 9
４　いじめの防止等に向けて学校が実施する取組…… 5	４　いじめの防止等に向けて学校が実施する取組…… １０
⑴　いじめの未然防止…… 5	⑴　いじめの未然防止…… １０
⑵　いじめの早期発見…… 6	⑵　いじめの早期発見…… １１
⑶　認知したいじめへの適切な対応…… 6	⑶　認知したいじめへの適切な対応…… １１
	⑷　情報引継ぎの強化…… １２
⑷　教職員の資質能力の向上…… 6	⑸　教職員の資質能力の向上…… １２
⑸　関係機関との連携…… 6	⑹　関係機関との連携…… １２
第４　重大事態への対処…… 7	第４　重大事態への対処…… １３
１　重大事態の定義…… 7	１　重大事態の定義…… １３
２　重大事態への取組…… 7	２　重大事態への取組…… １４
第５　「広島市いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改訂…… 8	第５　「広島市いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定…… １５
	別紙（第２の２関係）…… １６ いじめの防止等に向けて実施する取組 ～いじめに関する総合対策～

<table>
<tr><th>現　　行</th><th>改　　正</th></tr>
<tr><td>

内容

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※　いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

個々の行為が「いじめ」に当たるか　　否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、　　いじめの防止等に向けた取組に当たっては、この点　　についての共通認識を児童生徒、教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

２　いじめの防止等の対策に関する基本的考え方

</td><td>

内容

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※　いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

特に、児童生徒が「心身の苦痛を感じている」か否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「好意」や「無意識」による行為でも心身の苦痛を与えれば法律上の「いじめ」となる。

これは、「いじめ」の定義を社会通念より大幅に広く定め、対応を徹底させることにより、「いじめ見逃しゼロ」を実現しようとするものである。いじめの防止等に向けた取組に当たっては、この法の趣旨についての共通認識を児童生徒、教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

２　いじめの特性

いじめには、次表のような特性があり、これを十分に理解した対応が求められる。

いじめは、日々、学校現場で発生する人間関係のトラブルに紛れ、当初は、いじめかどうか判断できない段階で対応を迫られたり、対応の中で新たな事実が判明したりすることも多い。このため、「正確な情報を速やかに集め、事実に基づき、機を逸することなく、児童生徒に適切な指導・支援をする」という生徒指導の基本が重要となる。

いじめの特性と求められる対応

<table>
<tr><th>いじめの特性</th><th>求められる対応【略】</th></tr>
<tr><td colspan="2">（本書 p.2 参照）</td></tr>
</table>

※　いじめの原因　　主に「ストレス・疎外感」、「同調圧力」、「ねたみ・嫉妬」、「もてあそび等の娯楽感覚」のほか、「仲間意識の強さ、対抗意識」等が作用することもある。

３　いじめの防止等の対策に関する基本的考え方

いじめの防止等の取組を推進していくには、教職員と児童生徒との信頼関係の構築が不可欠である。

このため、日頃の教育活動全体を通じて、この信頼関係を築いていくことに意を用いるとともに、以下のこと

</td></tr>
</table>

現　　行	改　　正
	に学校・教育委員会が、一体となって取り組むことにより、児童生徒、保護者及び地域から信頼される学校づくりを行う。
⑴　いじめの未然防止 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取組が重要であることから、いじめの未然防止に向けて、「生命を尊重する態度や思いやりの心の育成」、「自ら善悪を判断し行動する力の育成」、「家庭、地域、学校が連携した『いじめを生まない風土　　』の醸成」を目指し、学校教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う必要がある。 また、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、その三者が連携した取組を推進することが必要である。	⑴　いじめの未然防止 ＿＿いじめの未然防止に向けて、「生命を尊重する態度や思いやりの心の育成」、「自ら善悪を判断し行動する力の育成」、「家庭、地域、学校が連携した『いじめを生まない支持的風土』の醸成」を目指し、学校教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う必要がある。 また、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、その三者が連携した取組を推進することが必要である。
⑵　いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、＿＿全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる＿＿＿＿ことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、早期発見に努める必要がある。 また、近年深刻化しているインターネットを通じて行われるいじめの＿＿発見に向けた体制を整備する必要がある。	⑵　いじめの早期発見 いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることを踏まえ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、＿＿大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものも多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、早期発見に努める必要がある。 また、近年深刻化しているインターネットを通じて行われるいじめは、匿名性が高く加害行為に加わりやすいこと、内容がエスカレートしやすいことなどから、多大な被害を与える可能性があり、早期発見に向けた体制を整備する必要がある。 なお、いじめの認知・対応件数の増加は、学校が真摯にいじめに向き合った結果であるから、教育委員会・学校において適正に評価するとともに、その旨を保護者・地域に対して周知する（「学校評価における留意事項」法第３４条参照）。
⑶　認知したいじめへの適切な対応 いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒＿＿＿＿やいじめを知らせてきた児童生徒＿＿の安全を確保し＿＿＿＿＿＿＿＿＿、いじめを行ったとされる児童生徒＿＿＿に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が一致協力して組織的な対応を行う必要がある。また、事案に応じて専門家や関係機関との連携を行うことも必要である。	⑶　認知したいじめへの適切な対応 いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒（被害側）やいじめを知らせてきた児童生徒（情報提供者）、いじめを止めようとした児童生徒（仲裁者）の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童生徒（加害側）に対して事情を確認し　適切に指導する等、教職員が一致協力して組織的な対応を行う必要がある。また、事案に応じて専門家や関係機関との連携を行うことも必要である。 被害側のみならず情報提供者・仲裁者を徹底して守り通すことは、「自ら善悪を判断し行動する力の育成」において極めて重要である。

現　　行	改　　正
	⑷　情報引継ぎの強化 いじめの認知は、他の問題行動より格段に困難である一方、軽微な情報でも集約することで隠れていた重大な事実が明らかになることもある。 また、正確な関連情報は、的確な現状分析（アセスメント）、対応方針の決定に不可欠である。 このことから、個々の教職員の努力・力量に左右されない、組織的な情報の記録、共有、引継ぎが必要となる。
⑷　教職員の資質能力の向上 いじめの防止等に係る教職員の資質能力の向上や専門的知識の習得のため研修の充実を図る必要がある。	⑸　教職員の資質能力の向上 児童生徒のささいな兆候を感知して心身の苦痛を見抜く「鋭い感性」と「人権感覚」、児童生徒に寄り添って心情を受け止める「カウンセリングマインド」（受容の姿勢）、「カウンセリング技法」（つながる言葉かけ、傾聴）等、いじめの防止等に係る教職員の資質能力の向上や専門的知識・技能の習得のため研修の充実を図る必要がある。 教員の無意識の言動や価値観が児童生徒を感化したり、配慮を欠く対応がいじめを助長したりすることもあることから、教員は、「児童生徒はどう感じているか」、「公平・公正な判断ができたか」、「児童生徒への接し方は適切だったか」等、常に自身を客観的に顧みて、謙虚に見つめ直すことを通じ、自身の「感性」や「人権感覚」を更に磨いていく必要がある。
⑸　関係機関との連携 いじめの防止等の取組に当たっては、平素から、学校や教育委員会と関係機関が連携した取組を推進する必要がある。 また、いじめを認知した場合は、必要に応じていじめの防止等に関係する機関と適切に連携を図りながら対応することが必要である。	⑹　関係機関との連携 社会の変容により、心理・福祉・法律など教育以外の高い専門性が求められるような事案も増えており、いじめの防止等の取組に当たっては、平素から、学校や教育委員会が異なる専門性を持つ関係機関と組織的・継続的に連携して取組を推進する必要がある。 また、いじめを認知した場合は、必要に応じていじめの防止等に関係する機関と適切に連携を図りながら対応することが必要である。
第２　いじめの防止等のために広島市が実施する施策 １　いじめの防止等のための体制の構築 ⑴　「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の設置 いじめの防止等に関係する機関及び団体で構成する「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化することにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。	第２　いじめの防止等のために広島市が実施する施策 １　いじめの防止等のための体制の構築 ⑴　「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の設置 いじめの防止等に関係する機関及び団体で構成する「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を強化することにより、いじめの重大事態の調査を行うための人材を確保するなど、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
⑵　「広島市いじめ防止対策推進審議会」の設置 教育委員会に、専門的知識及び経験を有する第三者（心理や福祉の専門家、学識経験者、元警察官、弁護士等）で構成する附属機関として「広島市いじめ防止対策推進審議会」を設置する。 当該附属機関の機能は、概ね次のとおりとする。 ○　教育委員会の諮問に応じ、「広島市基本方針」に基づくいじめの防止等の対策の推進状況について専門的知見からの審議を行う。	⑵　「広島市いじめ防止対策推進審議会」の設置 教育委員会に、専門的知識及び経験を有する第三者（心理や福祉の専門家、学識経験者、元警察官、弁護士等）で構成する附属機関として「広島市いじめ防止対策推進審議会」を設置する。 当該附属機関の機能は、おおむね次のとおりとする。 ○　教育委員会の諮問に応じ、「広島市基本方針」に基づくいじめの防止等の対策の推進状況について専門的知見からの審議を行う。

現　　行	改　　正
○　学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受けた教育委員会の求めに応じて、法第２４条に関する調査を行う。 ○　法第２８条で規定されている重大事態に係る　　調査を行う。	○　学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受けた教育委員会の求めに応じて、法第２４条に関する調査を行う。 ○　法第２８条の規定による　　重大事態の調査のうち教育委員会が主体となって行う調査を行う。 ⑶　教育相談体制等の強化 学校における教育相談（あらゆる機会を通じて、児童生徒の実態把握、人間関係の構築、悩み等の傾聴、解決のための支援を行う）体制を強化し、生徒指導主事との連携による組織的な生徒指導体制の充実を図るため、全ての小・中・高等学校等において「教育相談・支援主任」を校内組織に位置付ける。
２　いじめの防止等に向けて広島市が実施する取組 ⑴　いじめの未然防止 ア　生命を尊重する態度や思いやりの心の育成 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、道徳の時間をはじめ、　　各教科や特別活動などの時間の学習を通して、自他の生命を尊重する態度や思いやりの心を育成する。 イ　自ら善悪を判断し行動する力の育成 児童生徒が主体的に行ういじめの防止に資する取組を支援する。	２　いじめの防止等に向けて広島市が実施する取組 ⑴　いじめの未然防止 ア　生命を尊重する態度や思いやりの心の育成 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「特別の教科　道徳」（以下「道徳」という。）を含む各教科や特別活動などの時間の学習を通して、自他の生命を尊重する態度や思いやりの心を育成する。 イ　自ら善悪を判断し行動する力の育成 道徳のほか、学級活動・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において児童生徒が主体的にいじめの問題について、自分のこととして捉え、考え、議論すること等のいじめの防止に資する取組を支援する。 これらの取組を、小学校低学年から実施するほか、幼児期の教育においても、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。
ウ　家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない風土」の醸成 保護者が、子どもの規範意識を養うための指導を適切に行うなど　　、法第９条に規定された保護者の責務を果たすことができるよう、保護者を対象とした啓発活動を実施する。また、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性等について、地域住民に対する啓発を行う。 　　より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため　　、家庭、地域、学校が組織的に連携・協働する体制を構築する。	ウ　家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成 児童生徒は、周囲の大人の立ち居振る舞いを無意識に学習して真似てしまうことがあるが、社会においても、ハラスメント・ＤＶ・差別等の、人間関係や集団活動に付随して心身の苦痛を与える、いじめと同種の問題が生じている。 このように、いじめへの対応は、大人も直面する社会的な課題であり、家庭（保護者）・地域は、当事者として、学校と連携し、大切な価値観、あるべき姿を示す必要がある。 そこで　、子どもの規範意識を養うための指導を適切に行うなど、保護者が、法第９条に規定された自ら　の責務を果たすことができるよう、保護者を対象とした啓発活動を実施する。また、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性等について、地域住民に対する啓発を行う。 また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、教育相談窓口を具体的に定めて周知する等、家庭、地域、学校が組織的に連携・協働する体制を構築する。

現　　行	改　　正
⑵　いじめの早期発見 教育委員会に児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制や、いじめを認知した者からいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備するとともに、いじめに係る相談制度について必要な広報活動を行う。 インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応する体制を整備する。	⑵　いじめの早期発見 教育委員会に児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制や、いじめを認知した者からいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備するとともに、いじめに係る相談窓口について必要な広報活動を行う。 インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応する体制を整備する。
⑶　認知したいじめへの適切な対応 学校がいじめを認知した場合、教育委員会は速やかに学校へ職員を派遣するなどして、学校と一致協力して対応に当たる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、元警察官である生徒指導支援員を学校に配置する。 いじめの対応に当たって、校長等が弁護士、精神科医等の専門家に相談できる制度を整備する。	⑶　認知したいじめへの適切な対応 学校がいじめを認知した場合、教育委員会は速やかに学校へ職員を派遣するなどして、学校と一致協力して対応に当たる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、元警察官である生徒指導支援員を学校に配置する。 いじめの対応に当たって、校長等が弁護士、精神科医等の専門家に相談できる制度を整備する。 支援した事例について、その後の経過を把握し、必要に応じ適宜追加の措置を講じる。
	⑷　情報引継ぎの強化 進級・進学時の切れ目のない支援の実現に当たり、各学校における個々の児童生徒に係る情報の適切な管理の在り方、進級・進学時の引継ぎの場の設定や引継ぎの方法、引き継ぐべき情報などを具体的にした本市の指針を示す。 この引継資料が日常の指導で活用されるよう、具体的な実践事例を示す等の取組を行う。
⑷　教職員の資質能力の向上 全教職員のいじめの防止等に向けた資質能力を向上することができるよう、経験年数や職責に応じた体系的な研修を実施する。	⑸　教職員の資質能力の向上 全教職員のいじめの防止等に向けた資質能力を向上することができるよう、経験年数や職責に応じた体系的な研修を実施する。 また、研修の事後的な支援として、校内研修で使うことができる研修資料を提供したり、指導的な立場で校内研修をどのように計画・実施したかについて校種ごとに共有できる場を設定したりする。
⑸　関係機関との連携 いじめの防止等に向けた対策を推進するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」等を開催し、学校や教育委員会と関係機関及び団体との連携を密にする。また、広島市内の国立学校、私立学校に対しては、「広島市基本方針」等について情報提供する。	⑹　関係機関との連携 いじめの防止等に向けた対策を推進するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」等を開催し、学校や教育委員会と関係機関及び団体との連携を密にする。また、広島市内の国立学校、私立学校に対しては、「広島市基本方針」等について情報提供する。
※　以上　の取組の充実を図るため、「いじめに関する総合対策」を　　推進する。「いじめに関する総合対策」の具体的な施策は別紙のとおりであり、施策の実効性を高めるため、施策の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。	※　第２の２の取組の充実を図るため、「いじめに関する総合対策」を別紙の具体的施策により推進する。　　施策の実効性を高めるため、施策の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。 また、教職員の果たすべき役割が質的・量的にこれまで以上に増大することを踏まえ、教職員が児童生徒と十分に向き合うことができる時間を確保するために、「広島市の学校における働き方改革推進プラン」(2018 年度～2022 年度)について、実効的かつ具体的な取組内容を検討し、学校に示しながら、実施可能なものから直ちに取り組む。

現　　行	改　　正
第３　いじめの防止等のために学校が実施する施策 １　学校のいじめの防止等に向けた基本的考え方 各学校においては、次の基本的な考え方のもと、いじめの防止等に取り組む。 ○　教職員は、鋭い人権感覚をもち、児童生徒の不安や悩みのサインを見逃さず、いじめの兆候に対して、「いじめは人間として絶対に許されない。」との強い認識を持って、毅然とした態度で迅速かつ適切な対応をする。 ○　各教科、道徳　、特別活動等、全教育活動を通じて、児童生徒に命の大切さや思いやりの心をはぐくむとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。 ○　児童生徒一人一人について理解を深め、児童生徒との信頼関係づくりに努め、児童生徒が教職員にいつでも相談できる体制を確立する。 ○　児童生徒のいじめについての現状、背景及び課題を適切に把握し　、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を学校全体が一致協力のもとで行う。 ○　いじめを把握した場合は、学校で抱え込まず、学校と教育委員会　が一致協力のもとで対応することが　できるよう、速やかに教育委員会に報告する。 ○　児童生徒の実態やいじめ等問題行動の状況、学校の対応等について、保護者や地域に積極的に情報を提供し、連携を図る。 ２　学校のいじめ防止等のための基本方針の策定 学校は、「国の基本方針」や「広島市基本方針」を参考にして　、「学校のいじめ防止等のための基本方針」　を定める。 なお、策定　に当たっては次の点に留意する。 ○　自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定すること。 ○　児童生徒が主体的にいじめの防止等に関わるよう、児童生徒の意見を取り入れる機会を確保すること。 ○　保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、家庭、地域の参画を促進すること。 ○　いじめの防止等に係る年間活動計画等を明確にし、計画性、実行性のあるものとすること。 ○　　学校のホームページ等でその内容を公開し、家庭地域への周知を行うこと。 ○　　策定した基本方針が　機能しているかどうかの　検証及び見直しを行うこと。	第３　いじめの防止等のために学校が実施する施策 １　学校のいじめの防止等に向けた基本的考え方 各学校においては、次の基本的な考え方のもと、いじめの防止等に取り組む。 ○　教職員は、鋭い人権感覚をもち、児童生徒の不安や悩みのサインを見逃さず、いじめの兆候に対して、「いじめは人間として絶対に許さない　。」との強い認識を持って、毅然とした態度で迅速かつ適切な対応をする。 ○　道徳を含む各教科、特別活動等、全教育活動を通じて、児童生徒に命の大切さや思いやりの心を育むとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。 ○　児童生徒一人一人について理解を深め、児童生徒との信頼関係づくりに努め、児童生徒が教職員にいつでも相談できる関係づくりを進める。 ○　児童生徒のいじめについての現状、背景及び課題を適切に把握・分析し、いじめの未然防止や早期発見に生かす。 ○　いじめを把握した場合は、学校全体が一致協力のもとで早期対応を行う。また、必要に応じ、教育委員会が迅速に支援できるよう、速やかに教育委員会に報告する。 ○　児童生徒の実態やいじめ等問題行動の状況、学校の対応等について、保護者や地域に積極的に情報を提供し、連携を図る。 ２　学校のいじめ防止等のための基本方針の策定 学校は、「国の基本方針」や「広島市基本方針」を参考にするとともに、自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて、「学校のいじめ防止等のための基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。 なお、策定及び運用に当たっては次の点に留意する。 ○　児童生徒が主体的にいじめの防止等に関わるよう、児童生徒の意見を取り入れる機会を確保すること。 ○　保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、家庭、地域の参画を促進すること。 ○　いじめの防止等に係る年間活動計画等を明確にするとともに、アンケートの実施、いじめの通報、情報共有、適切な対処等について具体的なマニュアルを定め、計画性、実行性のあるものとすること。 ○　学校の取組を円滑に進めていくため、必ず、入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者などに説明するとともに、学校のホームページで公開すること。 ○　学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるなどして、策定した基本方針が学校の実情に即して機能しているかどうか、ＰＤＣＡサイクルの下で、検証及び見直しを行うこと。 教職員に対し、いじめの有無、その多寡だけではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速・適切な情報共有や組織的な対応等も評価されること（「学校評価における留意事項」

現　　行	改　　正
	法第３４条参照）を周知徹底する。
３　いじめの防止等のための組織の設置	３　いじめの防止等のための体制の構築
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第２２条の規定に基づき、複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成される常設の組織（学校いじめ防止委員会）を置く。この組織は校務運営組織として位置づけるものとする。	⑴　「学校いじめ防止委員会」の設置 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第２２条の規定に基づき、複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成される常設の組織（学校いじめ防止委員会）を置く。この組織は校務運営組織として位置付けるものとする。
	⑵　教育相談体制等の強化 「生徒指導主事」と「教育相談・支援主任」との次のような役割分担と、的確な実態把握・情報共有・引継ぎ等を連携して行うことより、校内組織体制の充実を図る。 ア　生徒指導主事 被害側の思いを尊重した対応と加害側への効果的な指導を組織的に行うに当たって、中心的な役割を果たす。 「学校いじめ防止委員会」を中心とする校内組織の実効性を高めることや、管理職等からの指示・伝達や職員間の情報共有を確実に行う。 イ　教育相談・支援主任 支持的風土の醸成された学級づくりによる未然防止の取組を学校全体で進める中心的な役割を果たす。 「ふれあい相談窓口」の開設、児童生徒の希望を踏まえて相談相手の教職員を決定するなど、相談窓口を広げる工夫等を行い、児童生徒が少しでも相談しやすくなる環境を整える。 定期的な教育相談、状況に応じた随時の教育相談を組織的に実施する。相談は、学級担任だけでなく、相談内容に応じて教育相談・支援主任等が担当するなど段階的に行い、更に必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関等につなぐ。
４　いじめの防止等に向けて学校が実施する取組	４　いじめの防止等に向けて学校が実施する取組
⑴　いじめの未然防止	⑴　いじめの未然防止
ア　生命を尊重する態度や思いやりの心の育成 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。	ア　生命を尊重する態度や思いやりの心の育成 道徳を含む各教科等において、生命の尊さや思いやりの心について学ぶとともに、ペアやグループによる協同学習・ロール（役割）プレイを取り入れた授業づくりを行う。 加えて、道徳等において、いじめは被害側の生命又は心身に大きな傷を残す重大な人権侵害となり得ること、それゆえ加害側に刑事罰が科されたり、高額の損害賠償責任を負ったりする、といった実例に学ぶ取組を取り入れる。
イ　自ら善悪を判断し行動する力の育成 いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童生徒が日常の問題を主体的に解決する児童会、生徒会活動の充実を図る。 総合的な学習の時間や特別活動等の時間の学習を通して	イ　自ら善悪を判断し行動する力の育成 いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童生徒が日常の問題を主体的に解決する児童会、生徒会活動の充実を図る。 総合的な学習の時間や特別活動等の時間に、ロールプレイを取り入れたライフスキル教育（コミュニケーションスキル、相手に配慮した自己主張のスキ

現　　行	改　　正
、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。	ルなどを習得）を実施し、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。
ウ　家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない風土」の醸成 家庭、地域、学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめの防止に向けた市民参加の取組を推進する。	ウ　家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成 家庭、地域、学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめの防止に向けた市民参加の取組を推進する。
⑵　いじめの早期発見 日頃から児童生徒の観察や「学校環境適応感尺度」の実施により児童生徒を深く理解し、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。	⑵　いじめの早期発見 日頃から児童生徒の観察やアセス（学校環境適応感尺度）などの実施により児童生徒を深く理解し、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。 被害側が自らＳＯＳを発信することや、周囲の児童生徒がいじめの情報を教職員に報告することは、「多大な勇気」、「教職員への信頼」を要するものであることを理解するとともに（第１の２参照）、当該児童生徒からの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。
⑶　認知したいじめへの適切な対応 いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、「学校いじめ防止委員会」を中心として速やかに組織的に対応する。	⑶　認知したいじめへの適切な対応 ア　教職員は、いじめ（その疑いを含む。）を認知した場合、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに、「学校いじめ防止委員会」に報告して情報共有を行い、組織的に、事実関係の確認、対応方針の決定、具体的な対処を行う。
いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。	イ　教職員は、対応方針に基づき、被害側や情報提供者・仲裁者を徹底して守り通す。 また、加害側に対しては、その人格の成長を旨として、教育的配慮の下、以下の法的対応を含む段階的な手段を事前に準備し、毅然とした態度で指導する。 加害側への指導の効果が上がらない事案については、専門家の知見を活用して加害行為の原因・動機を分析し、対応方針に反映させる。当該指導にもかかわらず、他の児童生徒の教育を受ける権利の保障に支障をきたすような場合は、学校は、その旨を加害側の保護者に十分説明し、教育委員会との連携の下、「別室での指導」や警察への被害届等の「関係機関との連携」、場合によっては教育委員会による「出席停止」（学校教育法第３５条、第４９条等）も視野に入れ、実効的な対応を行う。
	ウ　いじめの解消の判断は、謝罪行為のみをもって行うのではなく、少なくとも「加害行為が３か月止んでいること」、「被害側が心身の苦痛を感じていないこと」を確認した上で行う。 なお、加害側の反省・被害側の許しを伴わない形式的な謝罪の場の設定は、問題解決につながらないばかりか、いじめの隠然化・報復・人間関係の複雑化を招き、事態を一層深刻化させるおそれがあることに留意する。 また、いじめの解消後も、再発の可能性を踏まえ、

現　　　　行	改　　　　正
	教職員は加害側・被害側について、日常的に注意深く観察する。
	⑷　情報引継ぎの強化 教育委員会の引継ぎに係る指針に沿って、「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」（生徒指導上の課題がある児童生徒、発達上の課題がある児童生徒、生活環境や生育歴に留意が必要な児童生徒）について、「引継シート」、「個別の指導計画」等を活用し、確実な引継ぎを行う。 この引継資料を日常の指導に活用し、指導結果を踏まえて、必要な更新を行う。
⑷　教職員の資質能力の向上 いじめの防止等に向けた生徒指導体制の充実のためには、当該校の全ての教職員が問題意識や生徒指導の方針を共有することが不可欠であることから、校内研修の充実を図る。 いじめの防止等に係る研修は、個々の教職員が次のような姿勢を身に付けることを目標として行う。	⑸　教職員の資質能力の向上 いじめの防止等に向けた生徒指導体制の充実のためには、当該校の全ての教職員が問題意識や生徒指導の方針を共有することが不可欠であることから、具体的ないじめ事案を活用し、対応を模擬検討することで、現行の方針や指導方法の不備を点検できるような校内研修の充実を図る。 いじめの防止等に係る研修は、個々の教職員が次のような姿勢を身に付けることを目標として行う。
○　児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、全ての児童生徒が自他を尊重し、積極的に参加して活躍することができる望ましい集団をつくる。	ア　児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、全ての児童生徒が自他を尊重し、積極的に参加して活躍することができる望ましい集団をつくる。
○　いじめを受けている児童生徒を守りきることを言葉と態度で示す。	イ　いじめを受けている児童生徒・情報提供者・仲裁者を徹底して守り通すことを言葉・行動・結果で示す。また、それに必要な、知識・技術を習得する。
○　いじめを受けている児童生徒を学校全体で守るため、当該児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さない。	ウ　いじめを受けている児童生徒を学校全体で守るため、当該児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さない。
○　いじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。	エ　いじめの特性を十分に理解し、いじめ事案を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、複数の教員の目（見守り）、見立て（事実の評価・方針検討）による組織的対応を行う。
⑸　関係機関との連携 いじめの防止等に向けた対策を推進するために、「学校いじめ防止委員会」等を開催し、学校と関係機関及び団体との連携を密にする。	⑹　関係機関との連携 加害側への指導の効果が上がらない事案などには、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との適切な連携が必要であり、平素から、担当者の窓口交換や連絡会議の開催などにより、情報共有・行動連携を可能とするネットワークを構築する。
いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。	いじめのうち、暴行、傷害、強要、恐喝、窃盗、器物損壊、強制わいせつ等の犯罪行為として取り扱われるべきものは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるものは、直ちに警察に通報し、連携する。
	加害側又は被害側が、虐待を受けている・非行がある・家庭環境上の理由で生活指導を要するといった「要保護児童」、保護者への養育支援を要する「要支援児童」（児童福祉法第６条の３）に当たる場合、児童相談所と連携する。
	加害側又は被害側に、自閉症スペクトラム障害、注

現　　　　　行	改　　　　　正
	意欠如・多動性障害（ＡＤＨＤ）等の「発達上の課題」や、うつ病、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、統合失調症等の「精神疾患」、それらの兆候が認められる場合、いじめの原因の解明、児童生徒への支援等のため、保護者の意向を踏まえた上で、広島市こども療育センター等の医療機関と連携する。
第４　重大事態への対処	第４　重大事態への対処
１　重大事態の定義	１　重大事態の定義
重大事態とは、法第２８条第１項において、次の①又は②の場合と定められている。	重大事態とは、法第２８条第１項において、次の①又は②の場合と定められている。
①　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ②　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 とされている。	①　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ②　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
①、②の「いじめにより」とは、児童生徒の被害等の要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。	①、②の「いじめにより」とは、児童生徒の被害等の要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、 ○　児童生徒が自殺を企図した場合 ○　精神疾患を発症した場合 ○　身体に重大な傷害を負った場合 ○　金品等に重大な被害を被った場合 などのケースが想定される。	また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、児童生徒が ○　自殺を企図した場合 ○　うつ病、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、統合失調症等の精神疾患を発症した場合 ○　身体に重大な傷害を負った場合 ○　金品等に重大な被害を被った場合 などのケースが想定される。
②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、児童生徒の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。	②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、児童生徒の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。
また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと捉える。	また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、重大事態が発生したものと捉え、教育委員会への報告・事実関係の調査等に当たる。必要な調査に基づく事実確認をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
２　重大事態への取組	２　重大事態への取組
①　重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。	(1)　重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する（法第３０条第１項）。
②　学校は、「学校いじめ防止委員会」を母体とした調査組織を設置し、教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。	(2)　学校は、「学校いじめ防止委員会」を母体とした調査組織を設置し、教育委員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
③　教育委員会は、調査組織の編成に当たり、必要に応じて、専門的知識を有する者を学校に派遣する。	(3)　教育委員会は、学校の調査組織の編成に当たり、必要に応じて、専門的知識を有する者を学校に派遣する。

現　　行	改　　正
④　教育委員会は、さらに調査が必要であると判断した場合は、第２の１の⑵の「広島市いじめ防止対策推進審議会」に調査を要請する。 ⑤　「広島市いじめ防止対策推進審議会」は、学校が設置した調査組織による調査の結果について調査を行い、市長及び教育委員会に、その調査の結果を報告する。 ⑥　学校及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。	⑷　教育委員会は、更に　調査が必要であると判断した場合は、＿＿＿＿＿＿「広島市いじめ防止対策推進審議会」に調査を要請する。 ⑸　「広島市いじめ防止対策推進審議会」は、学校が設置した調査組織による調査の結果について調査を行い、市長及び教育委員会に、その調査の結果を報告する。 ⑹　学校及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。 ※　以上の重大事態の調査は、その目的である「いじめの事実の全容の解明、いじめ事案への対処、同種事案の再発防止」を達成するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月　文部科学省）を踏まえ適切に実施する。
第５　「広島市いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改訂 「広島市基本方針」は、広島市ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて見直しを行う。 附　則 この基本方針は、平成２６年３月２６日から施行する。 附　則 この基本方針は、平成２６年７月１５日から施行する。	第５　「広島市いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改定 「広島市基本方針」は、広島市ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、定期的な検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 附　則 この基本方針は、平成２６年３月２６日から施行する。 附　則 この基本方針は、平成２６年７月１５日から施行する。 附　則 この基本方針は、平成３１年４月２４日から施行する。
別紙 いじめの防止等に向けて実施する取組 ～いじめに関する総合対策～ １　いじめの未然防止 ⑴　生命を尊重する態度や思いやりの心の育成 ア　学校の授業の中で行う内容 ○　道徳の授業を家庭や地域に公開し、各校の道徳教育について相互理解を図ることによって、児童生徒の命の大切さや思いやりの心をはぐくむ「みんなで語ろう！心の参観日」を実施する。 ○　児童生徒が、善悪を判断し、実践するたくましい自立心を身につけるための規範性をはぐくむ教育プログラムを実施する。 ○　被爆の実相や復興の過程を理解し、生命の尊さや平和で持続可能な社会の実現について考える平和教育プログラムを実施する。 ○　良質な人間関係を促進し、児童生徒の対人関係や学習への適応感を高めるため、各教科における協同学習を実施する。 ⑵　自ら善悪を判断し行動する力の育成 ア　学校の授業の中で行う内容 ○　対人関係を円滑に運ぶための知識と具体的な技術やコツを習得させるためにスキル教育を実施する。 ○　インターネット等を通して行われるいじめを防止	別紙（第２の２関係） いじめの防止等に向けて実施する取組 ～いじめに関する総合対策～ １　いじめの未然防止 ⑴　生命を尊重する態度や思いやりの心の育成 ア　学校の授業の中で行う内容 ○　児童生徒が、善悪を判断し、実践するたくましい自立心を身につけるための規範性を育む　道徳教育プログラムを実施する。 ○　被爆の実相や復興の過程を理解し、生命の尊さや平和で持続可能な社会の実現について考える平和教育プログラムを実施する。 ○　道徳の授業を家庭や地域に公開し、各校の道徳教育について相互理解を図ることによって、児童生徒の命の大切さや思いやりの心を育む　「みんなで語ろう！心の参観日」を実施する。 ○　良質な人間関係を促進し、児童生徒の対人関係や学習への適応感を高めるため、各教科における協同学習を実施する。 ⑵　自ら善悪を判断し行動する力の育成 ア　学校の授業の中で行う内容 ○　対人関係を円滑に運ぶための知識と具体的な技術やコツを習得させるためにスキル教育を実施する。 ○　インターネット等を通して行われるいじめを防止

現　　行	改　　正
するため、情報モラル教育を実施する。 イ　児童会、生徒会が主体となって行う取組 いじめの防止に向けた気運を高めるために、以下のような取組期間を設定し、校内でいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動などを主体的に行う。 ○　４月中に「楽しい学校づくり週間」を設定する。 ○　９月を「いじめ防止取組強化月間」に設定する。 ⑶　家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない風土」の醸成 ア　家庭、地域と連携した取組～体験活動の充実 いじめの未然防止には、いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、体験活動などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進める必要があるため、以下のような取組を行う。 ○　総合的な学習の時間等における職場体験、農業体験を実施する。 ○　ふれあい活動推進協議会等による体験活動を実施する。 ○　まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトにより、家庭・地域による教育支援活動や体験活動、学校による地域貢献活動を実施する。 イ　家庭、地域に対する啓発活動 ○　いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性等について、保護者、地域住民への啓発を行うためスクールカウンセラーによる保護者、地域住民対象の講演会を開催する。 ○　インターネット上でのいじめの防止には、保護者への啓発が必要であるため、保護者等を対象とした電子メディアに関する講習会を開催する。 ２　いじめの早期発見 ○　いじめ問題に悩む子どもや保護者等に対する相談の充実を図り、課題の改善・解決に向け、支援・援助を行うため２４時間対応の電話相談窓口「いじめ１１０番」を実施する。 ○　「子どものいじめ」に関する具体的情報を広く市民からメールで提供してもらい、その解決に向けて取り組むため広島市ホームページ上へ「子どものいじめ」に関する情報提供窓口を設置する。 ○　インターネット上でのいじめの早期発見に努めることにより、被害の拡大を防止するためのネットパトロールを実施する。 ○　学校のいじめの問題に対する取組状況を確認するために教育委員会が作成したチェックリストを活用した取組の検証・改善を行う。 ○　定期的なアンケート調査を実施するとともに、児童生徒がアンケートに自分の悩みを書きやすいようにアンケートの内容の工夫改善をする。 ○　広島大学と連携し開発した「学校環境適応感尺度」を実施し、児童生徒の学校環境適応感を定期的に把握する。	するため、情報モラル教育を実施する。 イ　児童会、生徒会が主体となって行う取組 いじめの防止に向けた気運を高めるために、以下のような取組期間を設定し、校内でいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動などを主体的に行う。 ○　４月中に「楽しい学校づくり週間」を設定する。 ○　９月を「いじめ防止取組強化月間」に設定する。 ⑶　家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない支持的風土」の醸成 ア　家庭、地域と連携した取組～体験活動の充実 いじめの未然防止には、いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、体験活動などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深め、社会性を育む教育活動を進める必要があるため、以下のような取組を行う。 ○　総合的な学習の時間等における職場体験、農業体験を実施する。 ○　ふれあい活動推進協議会等による体験活動を実施する。 ○　まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトにより、家庭・地域による教育支援活動や体験活動、学校による地域貢献活動を実施する。 イ　家庭、地域に対する啓発活動 ○　いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性等について、保護者、地域住民への啓発を行うためスクールカウンセラーによる保護者、地域住民対象の講演会を開催する。 ○　インターネット上でのいじめの防止には、保護者への啓発が必要であるため、保護者等を対象とした電子メディアに関する講習会を開催する。 ２　いじめの早期発見 ○　いじめ問題に悩む子どもや保護者等に対する相談の充実を図り、課題の改善・解決に向け、支援・援助を行うため２４時間対応の電話相談窓口「いじめ１１０番」を実施する。 ○　「子どものいじめ」に関する具体的情報を広く市民からメールで提供してもらい、その解決に向けて取り組むため広島市ホームページ上へ「子どものいじめ」に関する情報提供窓口を設置する。 ○　インターネット上でのいじめの早期発見に努めることにより、被害の拡大を防止するためのネットパトロールを実施する。 ○　学校のいじめの問題に対する取組状況を確認するために教育委員会が作成したチェックリストを活用した取組の検証・改善を行う。 ○　定期的なアンケート調査を実施するとともに、児童生徒がアンケートに自分の悩みを書きやすいように質問の仕方や内容、記名無記名の選択、提出方法などについて工夫改善をする。 ○　アセス（学校環境適応感尺度）などを活用し、児童生徒の適応感や学級集団の状態の見立て、把握を定期的に行う。

現　　行	改　　正
○　児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行う体制として各学校に「ふれあい相談窓口」を設置し周知する。	○　児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行う体制として各学校に「ふれあい相談窓口」を設置し周知する。
○　小学校の生徒指導に係る組織体制を充実・強化するため、小学校に生徒指導主事を配置する。	○　小学校の生徒指導に係る組織体制を充実・強化するため、小学校に生徒指導主事を配置する。
3　認知したいじめへの適切な対応	3　認知したいじめへの適切な対応
○　いじめの早期発見・早期対応の強化を図るため心理の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置する。	○　いじめの早期発見・早期対応の強化を図るため心理の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置する。
○　社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒等の支援を行う福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめの早期発見・早期対応を強化する。	○　社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒等の支援を行う福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめの早期発見・早期対応を強化する。
○　問題行動を起こす児童生徒や学校への支援を行う生徒指導支援員（元警察官）を配置し、いじめの早期発見・早期対応を強化する。	○　問題行動を起こす児童生徒や学校への支援を行う生徒指導支援員（元警察官）を配置し、いじめの早期発見・早期対応を強化する。
4　教職員の資質能力の向上 いじめの問題をはじめとして、多様な問題が生じる教育現場には、教員間の適切な連携によって組織としての力量の向上が何よりも大切であるため、以下のような研修を通じて教員の資質の向上を図る。	4　教職員の資質能力の向上 いじめの問題をはじめとして、多様な問題が生じる教育現場には、教員間の適切な連携による　組織としての力量の向上が何よりも大切であるため、以下のような研修を通じて教員の資質の向上を図る。
○　小学校の生徒指導主事の育成集中研修を実施する。	
○　経験年数に応じた体系的な研修を実施する。	○　経験年数に応じた体系的な研修を実施する。
○　職責に応じた体系的な研修を実施する。	○　職責に応じた体系的な研修を実施する。特に、生徒指導主事、教育相談・支援主任に対し、集中研修を実施する。
	○　集中研修を反映した校内研修の計画的な実施のため、具体的な実践例・研修資料を示すとともに、各校の取組状況を適宜把握する。
研修内容（例） ・　生徒指導主事の役割と校内体制づくり ・　予防的生徒指導の推進 ・　人権尊重の理念の理解と体得 ・　一人一人を大切にする指導の在り方 ・　子どもの理解と生徒指導 ・　いじめや不登校の理解と初期対応・早期支援 ・　危機管理（事例研修）など	研修内容（例） ・　生徒指導主事の役割と校内体制づくり ・　予防的生徒指導の推進 ・　命の大切さを実感できる教育に向けて ・　人権尊重の理念の理解と体得 ・　一人一人を大切にする指導の在り方 ・　子どもの理解と生徒指導 ・　いじめへの適切な対応 ・　危機管理（事例研修）など
5　関係機関との連携	5　関係機関との連携
○　「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を強化する。	○　「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を強化する。
○　「広島市スクールサポート協議会　　」を開催し、生徒指導支援員（元警察官）と広島県警察のスクールサポーターとの連携を強化する。	○　「少年サポートセンターひろしま連絡調整会議」を開催し、警察、児童相談所等との連携を強化する。
○　広島市に所在する小学校、中学校及び高等学校と各警察署で構成する「広島市ブロック学校警察連絡協議会」を開催し、いじめ等の問題行動の未然防止を図る。	○　広島市に所在する小学校、中学校及び高等学校と各警察署で構成する「広島市ブロック学校警察連絡協議会」を開催し、いじめ等の問題行動の未然防止を図る。